

平成27年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(10日目)

平成27年9月9日(水)

午前10時00分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 齋藤則男君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

4 欠席議員(1名)

5番 酒井要君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顯浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
-------	---	--------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに10日目の議事が開会できますこと心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

一般質問の開始の前に、税務課長より発言を求められております。

税務課長。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 昨日、奥野議員よりご質問いただきましたことについてお答え申し上げます。

福井大学医学部、同附属病院、福井県立大学、2つの専門学校の税収面での財政的効果は幾らあるのかとのご質問でございますが、平成27年度の徴税の課税総額で約6,490万円でございます。内訳でございますが、個人の町県民税が約6,080万円、2つの大学や附属病院、専門学校へ勤務されている方の町県民税でございます。

次に、固定資産税が約360万円で、主なものが県立大学の職員宿舎や附属病院内の売店、食堂等に係る固定資産税でございます。

法人町民税でございますが、約50万円で、附属病院内の売店や食堂を営業している法人から法人町民税でございます。

以上が福井大学医学部を初めといたします5事業所の税収面での財政的効果でございます。

○議長（川崎直文君） それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

8番、上田君の質問を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、一般質問に移らせていただきたいと思います。

きょうは私、3つの一般質問を用意させていただきました。先日、同僚議員のほうも発言がありましたように、公民館活動についてをまず1点目にお聞きしたいというふうに思っております。それから2点目は、今新聞を広げると必ず載っているマイナンバー制度、10月1日から動き出しますが、それについての質問をさせていただきたいと思います。3つ目が、女性活躍推進法というのが成立いたしました。当町の男女共同参画に向けての取り組みと、合わせてその3点をお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

まず1点目です。まちづくり、人づくり、そして住民参画の根底には公民館活動が必要不可欠であるというふうな質問をさせていただきました。

この質問をするに当たり、過去に公民館についていろいろ質問させていただきましたが、それをちょっとひもといてみました。新体制、河合新町長、そして宮崎新教育長になってからのやつをちょっと調べさせてもらいました。

25年の9月、これは宮崎教育長になられて2回目か3回目のだったと思います。そのときには同じように、社会教育の充実で、地域づくりの拠点、公民館活動にさらなる進展をという題目で宮崎教育長にお聞きしたかと思います。

それから26年の3月、これは新町長になられてからだと思いますが、まちづくり方針の中で公民館活動、地域づくりの中でお聞きしたと思います。

それから、同じく26年の12月、これは27年度の方針に向けて質問させていただいて、その後、公民館主事のあれを盛っていただいて非常にうれしかったと思っていますが、そのときに上げたのが、町民がまちづくりの主役となる仕組みづくりとなる公民館活動はどんなだろうということで質問させていただきました。

そして、ことしに入りまして3月にもやらせてもらいました。これも地域づくりの拠点、公民館活動の、今度は具体策はどんなのがあるかということで聞かせてもらいました。このときは主事が配置されたということもありましたので、それについて質問をするという形をとらせてもらいました。

今回、9月は、同じように今回のまちづくり、人づくり、住民参画の根底になるのは公民館の活動が不可欠というのをいさせてもらいました。これは昨日の滝波議員、それから教育民生常任委員会の皆さん方が質問の際に上げられました出

雲市と米子市のほうに行政視察に行きました。その中で公民館活動についてありましたので、あえて今回質問させていただきました。

では、どのような ますと、公民館活動、これは歴史的に見ても地域や地方自治と密接な関係があり、その時々々の時代背景、またその時々々の必要性から、地域づくり、まちづくり、人づくり、そういうふうな大きな果たしてきた役割があるというふうに思っております。そして今日的な社会状況の中で、人づくり——担い手づくりですね——、地域づくりの新たな役割が求められているというのをいろんなときに質問させていただきました。

それで、ちょっと重複するかと思ったんですが、公民館の成り立ち、先ほど時代背景があるということでもっと私が調べたやつですが、戦後復興ということでも民主主義の教育の中でありました。そして、それぞれの地域の中で公民館的な役割を果たしてきた館があるわけですが。そして昭和34年に設置と運営基準ということができまして、それで小学校区または中学校区に1館を建ててそれをやっていた。それまでには、先ほど言いましたように、青年団であるとかいろんな形での地元でのそういうのがあったわけですが、それぞれ公民館があったわけですが、きちっとそういうふうに出てきました。

10年後です。約10年後、昭和46年になりまして生涯教育というものが導入されました。これは、公民館の設置の中に国がうたわれているわけですが、生涯教育の導入。それは、家庭教育、学校教育、社会教育というふうな形で大まかに3つになってきました。

その後、また10年後ぐらい、56年に、同じ生涯教育についてということでも通達がありました。その中には、自己の充実、豊かな人生をとということで生涯教育の中の内容が若干変わってきました。そしてまた10年ぐらいたった平成4年に、その生涯学習の振興策ということで生涯学習社会という、今度は「社会」という言葉が入ってきました。

そして平成10年に、やはり変わってきました。これは先ほど言った時代の変革だと思んですが、そこから社会変化に対応した社会教育行政のあり方という方針が出てきたわけですね。その中でまたちょっと戻ってきたわけです。平成14年に、公民館設置と運営に関する基準ということで、再度その設置の基準も含めて言われるようになりました。

そこで、今日的な社会情勢、社会の中でいろんな矛盾が起きていく中、今の地域づくり、そういう人づくりの中から公民館のあり方を中心に持っていかなあか

んのじゃないですかというふうな社会教育の揺り戻しというんじゃないですけども、私らよく言ってるのは公民館の講座なり、これは悪いと言ってるわけじゃないですが、講座なり趣味的なものを一つの講座を中心にしながら、僕は貸し館って言ってるんですけども、そういう形になってきて、その公民館が住民の中のコミュニティの層がだんだん薄れてきたという状況の中から生まれてきたと思っています。

それで、これ最後に町長に聞きますのでちょっとにしときます。元気な永平寺町にするために、町民がまちづくりの主役となる仕組みづくりをします。それから生き生きと自発的にまちづくりに参加できるような環境づくりに努めます、推進していきますというのがありました。これは本当は当初で聞こうと思ったんですが、最後に聞きますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、出雲市のところは滝波議員のほうからちょっとありましたので、それはちょっと割愛させていただき、また後で必要があれば事例を示していきたいと思いますが、ここで当町における公民館の現状をお聞きしたいと思います。それぞれの公民館の人員配置、それから予算、要は事業に係る費用、どういう形になっているのかをお聞きしたいと思います。ちょっとわかる範囲で結構ですのでお願ひします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 議員お尋ねの公民館の現状、予算でございますが、本町の公民館の経費でございますが、議員さんもお存じのように、松岡公民館におきましては維持管理費を生涯学習課予算で見えております。それで、光熱水道費、修繕費等を把握しております。約810万円弱かかっております。また、他の6公民館につきましては、他所管の施設を間借りしている状況ですので、修繕費で10万円程度の予算化を計上してあります。

運営諸経費といたしましては、代表公民館長報酬25万円、年額でございます。一般公民館長は年間5万3,000円でございます。また、公民館主事賃金は3名で年間509万円程度となっております。これは残業代っておかしいんですけども、残業代も含んでおりますし、交通費も含んでおります。その他、公民館補助金といたしまして、松岡地区3公民館には年間15万円、永平寺地区、上志比地区公民館には8万円。サークル活動補助金は、講座数にややばらつきがございまして、松岡地区66万円、永平寺地区24万円、上志比地区31万2,000円でございます。合計いたしますと、7公民館で1,611万円程度になりま

す。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） なら、あわせて他市町村の状況がわかったらちょっとお知らせください。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 近隣市町の公民館の状況を見ますと、福井市におきましては、各公民館に運営費、教育事業費、管理費の3区分に分けて交付金を支出しております。平均的な1館当たりの交付金の額は、運営費として約30万円、教育事業費といたしまして31万8,000円、管理費といたしまして約130万円が交付されております。別途、非常勤の館長、非常勤嘱託職員が主事として配置されており、主事におきましては区域の人口により、5,000人未満の館で2名、5,000人以上で3名及び管理人を各館1名配置している状況でございます。この基準を永平寺町の人口に当てはめますと、公民館主事の人員は、松岡公民館で2名、御陵公民館、吉野公民館で各1名、永平寺公民館3館で2名、上志比公民館で1名となります。7名の公民館主事が必要になるということになります。さらに4名の公民館主事を雇用しなくてはならないかということになります。

また、県内他の7町に聞き取りをいたしましたところ、常勤の嘱託公民館主事を配置しているのは池田町のみでございました。残りの町に関しましては、大半が行政職が公民館主事を担当しており、館長も教育長、学校長、教頭、担当課長が兼務しております。

永平寺町は3名の公民館主事を配置しておりまして、今後、公民館活動がさらに充実するよう努力したいと思います。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

福井市、私もちょっと調べました。館長と主事が3名ないし2名ということで、管理人が1名という形になっておりました。ちょっと調べましたら、館長は月8万って聞いてます。それでボーナスもあって、週3日の勤務というふうに聞いてます。それから主事さん、週35時間ということで、ちょっと上限がありまして14万から20万近くまであるねというふうに聞いてます。それから管理人さん

を置いてるという形です。これをざくっと計算しますとそれなりの費用が出てくると思います。

後でもちょっと事例を出したいんですが、やはり常勤の主事、週35時間という規定はありますが、それは日曜日に出たりとかそうするからですけれども、常勤の主事が、少ないところで1名、それから2名、3名と。それから館長さんも週3日間の勤務ということで体制を組んでおります。それから、先ほどありましたように、それぞれの事業のところに配置しているという形になってます。

ここに、質問の中に書いたんですが、出雲市、人口1,560人から233人までの幅のあるところにも必ず公民館は設置してます。それは地域性がきちっとした中からの発想だろうと思います。職員はその人数に合わせて、1館当たり6名が1館、5名が27館、4名が15館、そして先日同僚議員のほうからお金出てたと思うんですが、1人当たりの人件費が年間約280万、それから会館の事業費ですか、1,450万、それから直接管理、これはいろんな整備の管理ですが、1館当たり340万、それからいろんな事業に対してであります、全部で644事業ありまして、独自にやっている形ですね。この前もありましたが、1館当たり9件から25件ありましたということで、頭割りすればわかるんですが、それぐらいの費用で運営してますということです。

その前、長野の飯田市のほうの公民館も行ってきました。いろんなところの頑張っている公民館というのは、やはり常勤がきちっといて、その運営をしているという形態があります。

そこで、一つちょっと続けていきたいんですが、だから私の言いたいのは、やはり公民館活動をするときには、館があって、その館には常勤、必ず誰かがおると。そこに人が集まる。誰も人がいないところには集まってこれないというのがやっぱり現状じゃないかというふうに思います。ですから、ぜひそういう面をお願いしたいというふうに思ってます。

続いてお聞きしたいと思います。それではこの中で、先ほど言いました公民館の運営の中で、次の質問であるんですが、公民館の今後のあるべき姿ということ、役割というものを一度お聞きしたいと思います。教育長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も3年目を迎えます、公民館はどうあるべきかという

ことをいろいろ考えてまして、最初は私も人的な面でどうしても少なくなつたという観点で、いかに職員を効率よく、そして地域のために活躍できるかということで、やっぱり分散するよりも集中的にいて、みんなで相談し合いながらその地区地区の要望に応じていくのがベストかなというようなことを思ってたんですね。ところが、地域のコミュニティとして地域の人の意見を吸い上げて地域の要望を聞いていくためには、今議員さんおっしゃるとおり、そこに人がいないと、やっぱり上志比の館長さんもわざわざ松岡までなかなか来れない。そして地域の方も、ちょっと何か相談しようと思っても松岡のところまで来れないということで認識を新たにしました。やっぱりその地区地区に人がいないといけないなというところで。

幸いにして公民館主事さんを配置していただきましたので、月曜日の日は中央公民館に集まって打ち合わせとか横の連携をとるということで会議を持っているんですけれども、残りの日には必ず各地区に行って、その地区の要望を聞いたり館長さんと話し合いをしたりというようなことで今進めています。そんな中で、やっぱりよかったなということもたくさん出てきましたし、例えば、地区の公民館まつりをやっているんですけれども、今、上志比地区のほうでもやってみようかというような声が上がってきました。そういう声が上がってくるということをお我々も期待してましたし、大事だなというようなことを思ってたので、いい方向に行ってます。また、吉野にしましても、御陵にしましても、松岡にしましても、館長さんが、そこに人がいるんですね。そういうふうなことで、どの公民館も充実した講座とかもやってますし、地区に密着したということもやっていますので、これからもやっぱりそういう地域の人声が身近に聞けるような、そういう体制、そして館長さんもいつでも好きなときに主事と相談ができる、そういう仕組み、そういうようなものを今後もつくっていかないといけない。

それとあわせて、生涯学習課にも職員がいるんですけれども、この職員もあそこにいるだけではやっぱりだめだということを思っていますので、今後はあの職員も地域に出て行く。逆行なんですけど、昔、前の考え方は集めて効率よくということをお思ったんですけれども、地域のそういうコミュニティとしての機能を果たす場合にはやっぱり身近なところに人がいないといけないというふうなことを思いますので、そういうふうなことを進めていきたいと思えます。

それと、ただ、人の動きも大分かわってきてるんですね。吉野地区とか御陵地区とかというのはコンパクトにまとまれるんですけれども、永平寺地区なども今、

3館で合同で何かをやるという動きにはなってきました。やっぱりそれぞれの館独自の動きと合同での旧3町村での地区での動き、それから未来会議とかあいう形で全体のこういうまちづくりの会議、やっぱりそういう臨機応変に考えていく必要もあると思いますので、今後そういうような適材適所で、必要なところへは人を上げお金もかけ、そういう要望に応えていくような社会教育の体制づくりを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 公民館のあるべき姿、方向性というのは、やはり、これ何回も言ってると思うんですが、毎回言ってるかもしれませんが、行政が公民館をどういう位置づけをするのか、そしてその位置づけの中で地区公民館を中心にしながら、そこでどういう動きになるのかというのを、きのうもありましたが、きっちりと明文化してこないとだめだと僕は思います。何回も言っているつもりです。27年の3月もそうですし、25年も、それから26年の12月も言ったんですが、その地域の暮らし、それから課題、そういうものを住民と一緒に何かというのを見つけて、それを解決するためにはどういう動きをしましょうと。例えば、今、青年なり若者が集まらない。なら、それを集める方策のどういう手段がありますか、それは皆さん一緒に考えましょうという形の動きをしないとだめだと。ということは、行政が公民館に対して、どういう機能を持ってもらって、館長さん以下主事さんが、例えば婦人層、何層、これを集めて、その中で一緒に合同してやりましょう、その中でコミュニケーションをとるにはどうしたらいいかというのをやってもらいたいと思います。

きのう説明あったかもしれませんが、これ出雲市のやつです。これはどんなんですかと答申がありました。それはいろんな会議やったんですが、その中でここに書いてあります。生涯学習の範囲も文化、スポーツだけでなく、福祉、環境、産業、情報技術、従来の教育委員会とは違うような動き、要は生活をまとめるような形にせないかと。先ほど歴史を言いましたね。やはり戦後復興期の中、そしてその公民館があるべき姿は何かとなって、その後、個人の豊かさとかそういうものの中で走って、そして今また違う方向に戻ってきたわけですね。

次のページにその役割、これからの公民館の役割というのがあります。生涯学習の定義も従来の深い意味での生涯学習に限定せず、先ほどと同じですが、保健福祉、生活環境、子どもの問題、農業、商業、道路、下水道、そういうようなさまざまな地域の課題を、住民の暮らしをどのようにするか、最終的に住みよいま

ちづくりはどうしたらいいかというのをテーマに上げて、それを公民館の動きとする。だからそのときに、ほんならどういう動きをしたらいいのというのを、それぞれの各地区の人に集まっていたいただいて動きをする。前のときにも美保公民館の方も説明したと思うんですが、それぞれの委員会を設けて運営をしています。それで、ここの美保はこんな形で地域から人材を確保し、地域にそれを委ねていくというのがありました。

きのうの滝波議員の紹介の中にありましたように、そこの主事さんは地元の、あれは40ぐらいのおばちゃんでしたかね、子育てのときに子ども会で一緒に動いて、その後子どもが巣立って何か私もしたいなど。それなら公民館主事の応募がちょうどあったので出てなってますと。ですから、小さい子ども、今の若者は何々ちゃんって全部知ってますというような話がありました。だからそういうふうな形で、その地域地域の中で公民館がどういう役割を果たすかというのをぜひ明文化というんですか、一つのきちっとしたものを出していただきたいというふうに思います。

それと、昨年、長谷川課長もちょっと出ていただいたと思うんですが、青年支援フォーラムというのをやりまして、主事さんとか担当の人をお願いして集まっていたきましてフォーラムをやりました。それは、それぞれの福井県内の主事さんたちが集まっていたいて、自分たちのやっている中で、どういうんですか、大変苦労したこととか、それから、こうやったら成功したよとか、こういうことあるんやという、そういうなのをみんな持ち寄りまして、それで、昔は青年団で共同学習って言うたんですが、1泊でそういう運営をしてどうしようっていうのを、解決策を見つけるというのをやりました。

この前、8月29日に啓蒙公民館に行きました。ここは福井市の主事さんたちが自主的というんですかね、全館合わすと50人ぐらい、もっというんかな。その中で、あのグループは15名ぐらいでしたが、青年活動をどう高めようかという課題で年間5回集まって、たまたまそのときは県の連合青年団の、

来てもらったんですが、その人にちょっといろんな話を聞いて、現状を聞きながらそういうものをお互いが交換会するというのをやっていました。ですからぜひ、今主事さんできましたので、その主事さんにはそういうところにも参加していただいてそういうものを共有していただくことが一つのあれですし、何回も言うようですが、町として公民館をどうやっていくのかというのを、組織をつくりながらどういう動きをしようというのをぜひ明確にしていきたいと思うんで

すが、それを次年度の方針の中につくっていただくことはお願いできますでしょうか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私もそういう明文化して、きちっとこうあるべきだということを示すということは大事だと思うんですが、私自身、余りこういう固定観念でこうでなければならないということよりも、今現実を見ていくときに、いろいろ公民館によっても違うんですね。立場とかその活動の様子とか。そういうふうなことが違うので、来年度の生涯学習課の一つの公民館の活動としてこういうことをやっていきたいということは、当然方針の中で打ち出すことは必要だと思うんですが、今公民館はこうあるべきだ、こうだということをお前提にしていくと、また上から目線でこうしなければならない、みんなもこうやというようなことになってしまいはしないかということがちょっと疑問視されるので。

私は今、例えば、例になるかどうかかわからないんですけども、東古市なんかももっともっと、永平寺地区の場合はそういう人とのつながりが薄くなったので、ふるさと学級というものを各地区の、各集落の中でやって、そこから何かつくり出そうというふうなことで考えてやってもらってたんですけども、まちづくり協議会というのができまして、東古市の中でも婦人会とか壮年会とかそういうふうなところでだんだんだんだん自分たちの単独の会になってしまって、地区の中の存在というのは余り目に見えてこなかった。そういうような中で、まちづくり協議会をつくって、その中で婦人の方、こういう面で協力してくださいと、何かすごい組織になってきたんですね。そういうふうなところを我々も応援していつて、どんどん至るところでそういうのが芽が出てきて、そういう人が、じゃ、連絡協議会つくって永平寺町全体のまちづくりを考えていこうと。今は東古市だけのまちづくりを考えてるんですけども。そういうなのをどんどん応援していきたいなというふうなことを思っているんです。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 言葉を返すようで大変申しわけないんですが、公民館のあり方についてというのは、やはりどこの地区も、先ほどちょっと変遷を言いましたけれども、佳境に来てどうしたらいいかということをお問われました。その中で、出雲市もそうですし、私どもが見てきたところは全て、今の公民館はどうあるべきか、従来の、ある面では、言葉、大変語弊がありますが、講座だけのものではだめじゃないか、その地域の中でどうあるべきかということで諮問をしています。

その諮問の中で歴史的な背景をきちっと訴えながら、今私たちが目指す公民館はこうあるべきですねというのを必ずつくってます。その中には、その地域の暮らし全てを網羅してどのようにするかということをやっている、それが活性化につながるものだというのをうたっているわけですね。そこをやってきたところは、やはり同じように頑張っているというのがあります。

福井市のほうの公民館でも頑張っている公民館、私も何回か行きましたが、よく似た形態をやっぱりとってます。その地域の中で一つの、例えばさっき言った子どもをどう育てようかとなったときに、その子どもの育て方についてそれぞれ、女の人も含めて、老人も含めて、みんなでどうしようかと。そしたら、きのうちょっとご紹介あったかもしれませんが、出雲市なんかは子どもを、日曜日にちょっと寺子屋みたいな感じで集めてやるとか、自然に親しもう、それで一緒に山連れていこうとか、子どもと一緒に親子でできるようなものやろうとかいうものをそれぞれの、例えば婦人部からそういうのを聞く中から寄り集まってこういう企画をやりましょうということで、みんなのものとして動いているわけですね。ですから、そういう動き方がなるような公民館の組織またはそのものをどうつくるかというのが、やはり一番問われているというふうに私は思うんですよ。それをせずして、今言うように、コミュニティが大事だからそういう頑張っているところを大事にしようだけでは、それはもう大事にすればいいんですけれども、公民館として全体的にどう進めるかというのはぜひつくっていただきたいというふうに私は思います。それが私自身ならばその一歩であるというふうに思っているわけですが。

最後に、もう時間もありませんので、先ほど町長にちょっとお聞きしようということで、永平寺町が元気な永平寺町になるためにということで、町民がまちづくりの主役となる仕組みづくり、それから生き生きと自発的にまちづくり、参加できるような環境づくりを進めると言ってます。これは、その仕組みづくり、環境づくりというのはどこを指しているのかなと聞きたいのが1点。

それと、ここにありますように、まちづくりの主役、参加できるようになるのはどこに参加するのか。町の諮問機関、策定委員会に参加するのがそうなのか。やっぱりいろいろ段階があると思うんですが、それについて再度お聞きするとともに、今後どのように考えていくのかをお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、上田議員の公民館活動について、よそのまちでは公民館活動を中心に地方のコミュニティ、自治会といますか、振興を行っている当話だと思います。

今この永平寺町、先ほど教育長のお話にもありました公民館活動、松岡の館では部屋が毎日埋まるほど活発にやっていますし、その地域独自のいろいろな公民館活動を行っている中で、地域によっては振興会と公民館が一緒になって頑張っておられるところもありますし、いろいろなことがあると思います。片一方、片やある違った地区では、公民館活動をしている方にまちづくりをお願いして、私たちはこういうふうな、みんな仲よしの、そういう仲いいコミュニティの場であったり勉強する場であるという意見が来るかもしれません。今、永平寺町は、どちらかといいますと各地区の振興会を、まだ松岡と永平寺の中地区にはございませんが、こういった振興会を中心とした中で公民館活動であったり体育振興会の活動であったりさまざまな活動が一体となって行ってもらえるような、そういった今の永平寺町の現状を見ますとそちらのほうがスムーズにといますか、いけるのかなと思っております。

ただ、もう一つ現実的なところを考えなければいけないのが、今行政が行っている業務をそういった振興会のほうに移管して行っていただけるかとか、いろいろ詰めなければいけないのもありますし、その地区によっての温度差というものもございます。こういったことをどういうふうに進めていくかということが大きな課題になっていると思っております。

そういった中で、町民がまちづくりの主役になることでこういったふうに行っているかということで、まず永平寺町未来会議を開催させていただいております。これは全ての町民の方を対象にしまして、町内在住、また町内に勤めている方ならどなたでも入れますし、どなたでも大会といますか、そういったのもできますよという位置づけで、9月1日現在で36名の方に入らせていただいてまして、月に1回開催していただいて、これも皆さんで運営を、いろいろなやり方を考えていただこうということでやっています。

今回、この未来会議もこの前10回を数えましたが、やはり反省する点、いろいろ指摘とかいただきながら、みんなと一緒に考えながらのそういったいろいろな提言とか一緒に考える、そういった会になってきておりますし、今、鯖江のほうでもこういった未来会議のようなものがありまして、一度連携ができないかとかそういった話も今出てきているというのも聞いております。この未来会議も

もっともっと町民の皆さんに参加していただきたいな。広報とか通じてまたしていきたいと思っておりますし。

もう一つは、スマイルミーティング。これも、3人からでも僕はお伺いしますということでスマイルミーティングも開催させていただいて、ざっくばらんに話もさせていただいております。そして町民参加型ということで、先日、為末さんがブランドのにも来ていただきました。12日にもありますし、さらにもう1回、3回で、これも住民参加型で、ブランドを町がどういうふうに考えているか、また住民の皆さんがどういうふうな意見を持っているかという、そういった会にしていきたいと思っておりますし、今回、こういった参加型があるんだなというのも勉強になって、こういったのはどんどん取り入れていきたいと思っております。

そして、青年、若者の件ですが、今、青年の方に男女お見合い事業の実行委員、昨年引き続きやっていただいて、本当に実行委員会がいろいろ参画して、あでもない、こうでもないという会議の中で町内の若者たちの一体感みたいなのが生まれる。せっかくこういった事業で集まってくれたんで、青年団として活動してくださいというお願いも昨年からしております、今回も七、八名の方ですかね、が入っていただいて、何とかこの輪をどうやって広げていくのかということも話し合っていたいております。

それと、今回の一般質問を通じまして、やはり住民の皆さんに対する行政からの説明とかそういったのも大事なことだと改めて思っております、私2年目を迎えますので今回セカンドステージということで、議会と語ろう会を見習いまして、住民の皆さんのもとへどういうふうに説明するか。大きな会場でやるのもいいかもしれませんが、どういうふうに行政の取り組みが説明できるかとかそういったことをしながら、どちらかという住民の皆さんが自分たちで何かをしようというのに火をつけていくといいますか、そういったことから始めていくことが大事なのかな。さっき教育長も言いました、行政が「これをしてください」「あれをしてください」とかと言うのは、結局ふたをあけると何もなかったというのじゃなしに、住民の皆さんのその情熱といいますか、ふだん思っていることをぶつけていただいたり提案したり、それはできますよ、できませんよとか話し合いができる、そういった環境がいい流れになっていくのかなとも思っておりますので、またご指導をお願いします。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっとだけ言います。

まちづくりの主演となる、それから参加できるというのは、当然これいいことだろうし、それに何も否定するものでもないし、ぜひ進めていただきたい。

ただ、私が言ってるのは、集落、その地域の中で、どのようにその地域の中で参画できるかということをしてぜひ公民館が主体でやらないとできないよと。さっき未来会議がありました。未来会議の 持ってくる議題、これは、どこどこ地区はこういう問題がありました、それはこの地区でいろんな話の中でこういうふうにとまりました、だからこれを未来会議に持ってくる。それがそれぞれ、10地区なら10地区がそれを持ってきた中で検討していく。それも一つの大きな裾広がりになりますね。ですから、本当の意味でまちづくりの主演は、その村で住むその人がその集落でどうするかというのが、どういうふう動くかというのが本当の意味での主演だと僕は思っています。それから参加できる。要は、町の中でどのようにそこに顔を出して、村祭りしよう、当然やってますけれども、さっき言った子どもをどうしようかといったときに、それぞれの年代層の人が参加してこうしようと言うのが本当の意味での参加できるような 。その仕組みづくりや環境を整えてやらないと裾広がりはないでしょうかというふうに僕は言っているわけです。ぜひお願いします。

それから、事務報告ちょっと見ました。生涯学習課の事務報告、ぱっと見るとA、B、Cってずっと割れてます。全て縦割りです。その地区の公民館の中でどうしようかという形での報告にはなってません。A、B、Cとか1、2、3、例えば子どもをどうする、それに対してはだっとうこういうふうになってます。でもそれは全体、例えばその地区の公民館の中で、その暮らしの中でどうしようかというところで報告になってないんですね。全部個別個別の中での報告になって、さあ、この中でどういう動きがまとまっているんか見ようかと思うと、私の頭ではなかなか理解しにくいところがあります。

ちょっときょうは持ってきませんでしたが、前にちょっと見本か何か見せたと思うんですが、あれは一目瞭然です。ぱっと見れば、どういう活動をして、その地域がどう動いているか、予算はどうなっているか、全てそうなってます。その中の一つに産業建設みたいなのがあって、そこには自分たちの地域の道路をどうしようかと。例えば自分たちでできる道路、それから行政にお願いする道路というのが全て載ってます。そういうような形で動きをしてるんですね。だからそういう動きをしないと本当の意味での、先ほど町長が掲げたこれにはなってこないんじゃないかと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 未来会議の中での課題につきましては、会の皆さんで、今回はこれでいこうとかそういった話になっていますので。また、このまちづくりについては、またこういった議会からの声があつて、もしあれでしたらということで提案はさせていただこうと思います。

もう一つ、地域のそこには今、わがまち夢プラン、今回の補正でもお願いしておりますが、やはり地域の皆さんが自発的に、これで地域を盛り上げようとか、町の皆さんで参画してこうやってやろうとか、そういった事業につきましてもどんどん行っていつて自発的にわーっと盛り上げていただく、そういったこともしています。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひお願いしたいと思います。

あと何分ありますか。——15分。はい。

それでは、大変時間とってしまったんですが、2番目の質問に行きます。

マイナンバー制度のところで上げました。皆さんご存じのように、ここちょっと数週間で、1カ月もせんうちにこんだけのマイナンバーの記事が載ってます。毎日大体2つか3つぐらい載ってます。私、上げさせていただいたのは、マイナンバー制度のときに数名反対したうちの一人なんですけれども、その不安があるということ言ってます。マイナンバーへの不安、そして行政としてのフォロー——対応ですね——の重要性と責任が問われていますよというふうな題材にさせていただきました。

これは皆さんご存じのように、国民の全てに12桁の個人番号を割り当てて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤の一つですよというふうに今言っております。

これは皆さんご存じのように、ちょっとひもときますと、1960年の後半に国民総背番号制度というのがありました。これは強い反対があつて、それは頓挫というんですか、なくなっちゃいました。1980年にグリーン・カード制度というのが何か決まったらいいんですが、それもできなかった、ならなかったということです。

2002年に住民基本台帳ネットワークシステム、住基カードシステムですね。当町も福井県内で先駆けてあわらとやりました。しかし、思ったより普及せず今回のコンビニということでした。このときも、それは維持費もかかるし、

いろんな意味で大変じゃないですかということも言いました。

2013年5月にマイナンバー法が成立いたしました。これは、消えた年金問題であるとか3・11の大震災があって、なかなかその中で個人的にそういうのをするのも必要だねということもあって後押しあったんかもしれませんが、一応決まりました。ことしの3月にマイナンバー改正をやろうということに今の年金の流出事故があって6カ月おくらすということで、9月3日に成立した形です。10月に入ってその通知カードの郵送をするというふうに決まりました。それで来年の1月からそのスタートをやりましょうということです。

そして、1年後の17年にはホームページでそれがまた出てきて、インターネット関係でできる。それから18年には、預金口座を全部その個人番号制

初めは希望ですけど。一応21年にはその義務化を検討してます。ということは、もう義務化になるというようなことをうたってるのとおんなじだなと思っているんですが。

それで、今後、その利便性をというんですか、普及を図るために、特定健診などの病院受診歴、予防接種歴、そういうもので健康保険証がわりにする。それからコンビニ、食料品店——これは消費税10%に上がる時ですが——も鑑みて、そこでそれを掲示することによって減税をする。要は、食品にはかけないようにするというのをやる。それから、地方自治の条例によって図書カードとかそういうものもできるようにするということになってます。そして1月には個人番号のカードを、要は、きょう住基カードを持ってきましたが、こういう感じのところへ持ってくる。

その裏には個人番号がきちっと記されているわけですね。書いてあるカードを持ち歩くという形になります。来年の1月からは、個人番号を提示しないと行政のところでも事務手続きができないようになってます。それから、先ほども言いましたように、これがどういう形にかかわっていくかということ、そういう形になってきますということで、にかかわる、専門家や関係者が言ってるんですが、にかかわる人や企業がふえるほど、情報流出の、または犯罪に利用されてしまうという危険性は高くなる、免れないというふうなことを指摘してます。私もそういうふうに思ってます。また、国会審議でも山口IT政策担当、担当者の方も100%の安全はあり得ないと言ってますけど、悪意を持った形で必ず出てくるよ、情報の流出というのは免れんじゃないかという発言もしています。

それで、この制度の世論調査を見ました。「内容まで知っていた」というのは、

前回は28.3%で、今回は43.5%。もう来月にも発送していってしまう中で、半数の方もまだ知らない中にそれが届いてしまうということですね。それは子どもからお年寄りまで全てですから、後でもちょっと質問の中に入れますが、老人、老老の家庭なんかは届いたらこれ何じゃろうというような形になってくる、そういうふうに思います。

それから、企業も13桁の法人番号をして、これはあと従業員の方にもその個人番号を全部求める。それは、要は源泉徴収とかいろんなことがあって、全ての家族のやつも全部集中するわけですね、企業が。そういうことがあります。その中で内容を知らないという企業が9割近くあって、おおむねその準備を終えたというのは2.8%って報道で書いてありました。そして完了したという企業はまだゼロですよという回答がありました。そして、これについてはメリットなしというのが66.5%、そして流出のおそれやね、企業は自分で管理せなあかんわけですから、それがもう大変やということで53.5%の方も言っています。8月末現在のあれです。

それで、個人情報の流出や個人番号、そしてそれは先ほど1月になったら、個人番号には今度、運用しようと思うと暗証番号がついてくるわけですね。12桁の番号すら書いてありました。後でもちょっと質問しますが、お年寄りが暗証番号まで書かなあかんとなったらどうします？ 今よくキャッシュカードの裏に暗証番号を書いている人がいますね。中には、たまには書いて。それみたいな形で非常に問題だと私は思っています。国民の理解が進まない中、また問題が山積する中、今、見切り発車をしようとするわけですが、これは個人の必要、不必要にかかわらず、この制度の導入と利用範囲の拡大によるいろんな諸問題が多く発生してくるというふうに思います。国、行政の対応の重要性とその責任の所在が問われてくるというふうに僕は思っております。

制度の主体者は国民であります。制度を導入したのは国です。行政です。そして専門家も言っています。不可抗力も含め、情報の流出、犯罪への危惧、それは理由を問わず制度を導入した国の責任で、被害者を補償する仕組みを整えなきゃいけないんじゃないですかと言う専門家なり、また関係者で言ってる方もいます。全員じゃないですけどね。それくらい、ある面では大きな問題に発展するようになっています。

そこでお聞きします。当町として、関係機関、企業体ですけど、100名以下の小さい企業体はこっち、町のほうになると思うんですが、町のセキュリティと

その現状と対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） マイナンバー制度につきましての議員さんの説明、本当にありがとうございます。私以上にかなり勉強されておりまして、私何も言うことがないくらいのものであるかなというくらいになっております。

ただ、本町の企業、本当に新聞紙上で申し上げるような中小企業よりさらに小さな企業がほぼであろうかと思えます。そういった中では、先ほども議員さんおっしゃったように、2.8%がこのシステムの改修に乗り出しているような状況の中で本町の企業が——企業というところまでは、失礼ですけれども申し上げられないかもわかりませんが——どこまで進んでいるかというような具体的な調査はとっていないところが現実でございます。

ただ、今回のこの特定個人情報を保有する企業——企業と今のところ申し上げさせていただきますけれども——あくまでも本町の方であっても、全国国内の企業であっても、これにつきましては本来はその機関あるいはその企業がしっかりと厳重に自分のところで管理、またシステムの導入ということは、これは義務づけられているというのが現実問題でございます。また、そういった中で、この対応と指導、当然本町が見て見ぬふりをしているというわけには確かにいかないというふうに思っております。しかしながら、この内容につきましては、これは国の各省庁であったりとか特定個人情報保護委員会が本来皆様へ周知をしていただくことが決まっているということでございます。ただ、先ほどから申しているように、また議員さんもお指摘いただいたように、そこまでの周知がなされているかというのは、まずないというふうに私も思っております。

ただ、しかしながら、この10月5日から付番がされる国の通知、あるいはこの福井県もきょうの新聞等でも報道されていますように、たしか11月でしたかね、そういう形で発送されるというような見出しも出ております。また、来年の1月から当然そういった形になって源泉徴収票にも、もう既に形が変わってくる。それに対応せざるを得ないというのが現実問題でございます。そういった中で、やはり本町といたしましても、これは関係課との、税務との関係も出てきますけれども、そういった中でサポートできる部分については関係課と連携を密にしながら地元の企業様のほうに対するサポートをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えをさせていただきます。

町のセキュリティ管理と責任ということでお答えをさせていただきます。

住民基本台帳や個人に関する行政システムで扱う個人情報につきましては、データセンターと呼ばれますIDCにおいて、これ民間の方ですが、厳重に管理運用されております。住民の大事な各種個人情報につきましては、しっかりと管理されているのが現状でございます。また、システムを扱う職員につきましては、担当業務によって利用できる権限を設け、その上に個人のパスワードにより運用することを厳格に取り扱っております。個人の操作ミスに関することは個人、それ以外は行政の責任となりますが、いずれにしても責任は重大と認識しております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 時間もないのであれですが、法人税、全部町がもらいますね。

その個人のところも全部になりますね。要は、何やかんや言いながら全部町が絡むということです。その中でどういう指導をするか。先ほど言いましたように、その2.8%というのは大きい企業を含めてのパーセンテージですからね。極端なこと言ったら語弊あるかもしれませんが、町内ではまず何もやってないというのが現状じゃないかなと僕は思うんです。それくらいになってるにもかかわらず、来年、10月から始まってしまう。当然問い合わせも来る。そういうことに関して、行政はきちっと対応をとらざるを得ない、また何かあったときにはその責任を行政がとるべきじゃないかというふうに僕は思います。それから、その保護委員会の中で定期検査とかそういうものも全部受けるということになってますから、そういうふうに思ってます。

何か所見あれば。別にないですか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このマイナンバーが始まることによりまして、企業の皆さんには本当にセキュリティのことに取り組んでいただかなければいけない、大変だなと思っております。

ただ、今回、個人情報保護法からマイナンバー法に変わりました、意図的に漏らした場合とか意図的に出した場合、刑事罰も非常に重くなるとも聞いておりますし、また民事での対応も厳しいものになると思っております。このマイナンバ

一法、企業の皆さんは、やはり企業努力といいますか、行政が各企業のセキュリティまでを管理するのはどうなのかなとも思っています。

ただ、役場としましては、役場で扱っている情報、これのセキュリティに対しては万全を期さないとだめだと思っておりますし、システム上、また人、職員もそういったことをしっかりして、そういった中でいろいろなご相談とかを受けた場合は、セキュリティの範囲がちょっと変わってしまうかもしれませんが、行政として応えられることはしっかりと応えていきたいと思っておりますし、また商工会のほうにも、今そういった問い合わせがあるのかちょっと今回聞いておりませんが、地元の企業さんはどういった対応をしているのかとかそういったことも確認しながら、商工会のほうにもこういったことは大切なことですよというのをしっかりと伝えていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 時間がないので進めます。

では、当町の住民に対して、町民に対しての対応と責任についてお聞きしていきたいと思っております。

では、町民の方々に、周知の面ではどのように行うつもりでいるのでしょうか。お聞きします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、私どものほうのマイナンバー制度の導入ということで申し上げさせていただきます。

これは本当に月並みな話になってしまいますけれども、これは10月5日、そして1月1日ということでのマイナンバーの制度の導入につきましては、当然これホームページあるいはそういったさまざまな媒体を通じてさせていただいております。また、多分議員さんもお承知のとおり、新聞にも載っております。いろんな詐欺まがいのこともございますので、今度の9月の第3週のときに回覧でもって、そういった詐欺まがいのことが横行するようにならないように注意の喚起を回させていただく段取りは今しているところです。そういったいろいろな、先ほど申しましたように、老人世帯、老老世帯の中でそういったことがないようにこれからも十分配慮をしていきたいなというふうに思っております。

また、カードの導入面については、また住民生活課長のほうからあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） 通知カード並びに個人番号カードにつきましては直接住民生活課のほうで扱うこととなりますので、私のほうからご説明します。

何せ法律に基づきます国の制度でございますから、まず国並びに県が主体となってやっておりますが、実際町民の方と携わるのは私どもでございます。やはり一番町民の方が理解してもらわなくちゃいけないということでそういった対応をさせてもらわなくちゃいけません、まず通知カードにつきましては10月5日から行くということで、こういった広報、これは9月、10月にさせてもらうことになっております。

また、取り扱いなんかちょっとありまして、例えば、住民票と現在いらっしゃる住所と違うような方の対応、並びに1月から今度個人番号カードが始まります。この手続と、並びに、うちの場合、住基カードがございますから、個人番号を発行した場合の住基カードの取り扱いについて、こういったことを中心に住民生活課のほうから広報等で周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 新聞報道で、先ほどちょっと触れましたが、約5%の方が届かないというのがありました。それから私危惧するのは、届いてもそのカードをどのように取り扱っていいのかというのがなかなかわからない、言葉、語弊があるかもしれませんが、老人の方なんかは問いがあると思います。高齢の方、独居老人の方、それからちょっと物忘れが激しくなった方なんかは、その中、それにどういうふうに町として対応していくのか、それをちょっとお聞きしたい。これは絶対出てくると思いますからお願いしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） もちろん国のほうも、コールセンターといいましてマイナンバーに関することを取り扱うところがございます。さらに、町としましても、そういった住民の皆様からの問い合わせ等については全てこちらのほうでご指導させていただきたいと思っております。

一番懸念するのは、今言いましたとおり高齢者の方、特におひとり暮らしの方ですね。通知が来た、何の通知やと。マイナンバーという言葉すらわからない方もいらっしゃるかもしれません。そういった方の対応でございますが、その通知カードにつきましては、まず国の機関並びに地方公共団体並びに勤務先等には提示する義務はございません。そういったことであるとか、例えばむやみにそのマ

イナンバーの番号を見せてはいけないとか、この番号は一生使う番号だから大切に保管してくださいと、そういった周知をどこでもしなくちゃいけないと思っております。

その方法としましては、この前ちょっと福祉課長とも話しさせていただきましたが、民生委員の方並びに福祉委員の方の会合のときにこういったマイナンバーの制度の説明をさせていただきまして、特に独居老人の方の問い合わせがあった場合のご指導とか、もし全然わからないような方がいらっしゃったら、うちへ訪問した際に、「こういった通知来てないか」とか「こういった通知はこういうふうに扱うんやよ」というふうに直接投げかけていただけるような対応でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

私ちょっと危惧するところは、やはりそれは大変行政として民生委員の方にもお願いしながら、ある面では全員の方にチェックできる、例えばそういう確認できたよと、そういうのはぜひそういうものの中から当たっていただきたいと思えます。でないと、これはもう来年からそれを持ってこないと全部できない形になりますから、ですからそういう面ではぜひその運用面が重要になってくると思えます。

では、運用面とフォローアップの面について、カードを希望する人は24%、希望しない人は25.8%らしいです。それから、先ほど言いましたように、個人番号カードは何か知らんけど持たなあかんような感じになっているように見受けられます。あのでっかいカードからこれになりますから。それとか、それを高齢者の身分証明カード、僕は住基カードについては身分証明カードでいいと思うんですね。ある面では顔写真載ってますから。それからまた、落としてもそれほど大きな問題はない。しかし、個人番号も付記されたカードを落としたらえらいことになりますね。ですから、そういう意味での、その高齢者の方が身分証明書がわりだよということで交換してしまうと非常にそこらあたりはどうなるのかというのを含めてご指導をお願いしたいというふうに思います。

お年寄りにとっては、ただ役場来て判こぼんと押して書けば済んだことが、個人番号のそれを、個人カードもしくは通知カードを持ってきて番号を見て書いて、そうしないとできないというような状況になるわけですね。ですから、そういう

面は非常にその指導も含めて、対応も含めてきめ細かにやっていただかないといけないというふうに思うんですが、何かそこらあたり、行政としてどういうふうに指導し、またどういうふうにその運用をしていくつもりでいるのか、もう目の前に迫ってますからどう考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど住民生活課長が申し上げました、そういった高齢者の皆さんと接する人にまた説明をお願いしていただくのと同時に、10月から簡易書留で皆さんのお手元に届くようになると思いますが、10月の広報で、今までも広報出しておりますが、今回は今議員おっしゃられたとおり、ちょっと住民目線といいますか、本当にこういうことに気をつけてくださいとか、こういうふうに扱ってくださいとか、簡易書留でこういうふうに届きますとか、ちょっとそういった観点で特集というか、何かそういった広報紙と、またホームページ、フェイスブック、そしてケーブルテレビでもちょっと番組をつくりまして広報をしていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私ぜひお願いしたいのは、町長がそういうふうに前向きに押していただいたのでぜひ、これは本当に個人個人の、老人の方も含めて周知、またどういうふうに取り扱うかというのは懇切丁寧にやってもらわないと絶対問題が起きると僕は思いますので、よろしくお願いします。

それと、その最後のあれですが、この制度は、先ほど言いましたように主体者は国民です。しかし、好むと好まざる、嫌とは言えず、全部それを国が、行政が振り当ててつけました。それを書かないと絶対何もできないような状態になりつつあります。もう既に1月からなります、ある一部分で。それが、報道によりますと、当然預金も全部それになりますし、下手するとキャッシュカードも全部そんなのになっていくんじゃないかという話もありますし、物を買うときにそれを提示しないと免税、要は商品にかかる消費税のこともなくなってしまいます。そうしたら、それを常に携帯してなあかんわけですね。首にかけて持って歩かなあかん形になるかもしれません。それくらい大事なものを、ぽとっと落とすとかいろんなことが考えられるわけですね。そうすると、その制度によっていろんな問題が生じたときには誰がどのような責任を負うのか。これは個人管理、あなたの責任ですよというふうに言ってます。

しかし、先ほど言いました。この制度、主体者は国民ですが、付与したのは国

です。そして、さっき言った好もうと好まざるとそういうふうにしたのも国です。それで問題が生じたときには誰がどのように責任を持つんですか。その人個人ということですか。いろんな形でいろんな被害、例えばいろんな契約するとき、私書きましたって契約書にサインしますね。それすらしないんですね。というふうに思います。だからそれについてちょっと最後にお答えいただきたいとします。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） 責任はどこにあるのかということでございますが、まずカードで言わせてもらいますと、通知カードについては4つのセキュリティがございます。先ほど言ってましたけど、通知カードもマイナンバーカードサイズでございます。切り取りができるようになってます。それから個人番号カード、これにつきましても6つのセキュリティがございます。それ以外に暗証番号設定であるとか目隠しのケースであるとか、そういったものがついております。うちとしましては、この制度は始まっていることとさせていただきますから後戻りできませんし、進めるだけのことでございます。極力そういった事故がないように国のほうもセキュリティ面で管理しておりますし、もし万が一あったとしましては、まずこういったケースはまだ初めてでございます。ケースがございません。うちのほうちょっとお答えにくいところはありますが、行政とすれば、そういった事故が起きないように周知並びにそういったセキュリティ面を充実して皆様に有効にカードを使っていただくということで心がけていきたいとします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。もう終了してください。

○8番（上田 誠君） はい、わかりました。

専門家も言ってますが、改めてこの制度の功罪とあるべき姿が問われてます。ぜひとも、これは大きな問題になると思いますので、今後とも注視しながら住民の方々に損をというんですか、危害に遭わないようにぜひ配慮いただきたいとします。

最後の質問はちょっとできませんでした。また何かの機会にしたいとします。

これで私の質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。11時30分より再開いたします。

（午前11時17分 休憩）

(午前11時30分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、12番、伊藤君の質問を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 伊藤でございます。

通告に従いまして、私は、すばらしい九頭竜川を生かすべきではということで質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は一応決めてきたわけでございますけれども、その中でも4つほど質問をさせていただきます。鳴鹿大堰から上流の有効活用範囲はということと、大燈籠ながしの水路の整備と流す位置の整備ということと、さらに環境教育としてのビオトープ公園設置、さらには永平寺川下流での中部漁業組合が行うサケ、サクラマス産卵のための捕獲はどこでどのようなことをするのかということでお伺ひをしたいと思います。

町長におかれましては、町政において国、県、さらには各種団体といったものの要望を町長として働いてもらうのが仕事でございますので、私もそういった意味からも質問に入りたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。細かいことは、副町長とかそういう部下、課長とかそういう者に任せて、国からいかにお金をとってくるかということが仕事ではないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番といたしまして、鳴鹿大堰から上流の有効活用範囲はということで質問したいと思います。

以前から私ら、大堰から500メートル以上の川に入ったらあかんというようなことを聞いていたもんですから、そこをちょっと尋ねて、町民にもわかってもらうような回答をしていただきたいと思います。

ことしの4月ですか、西川後援会と私ら、知事との意見交換会があったわけでございますけれども、その中で、永平寺町は観光のまちで曹洞宗大本山永平寺が世界でも誇れる禅の寺であり、また環境資源、九頭竜川を生かした夏の風物詩、大燈籠ながしを初め、全国からアユ釣り、太公望が訪れる町だと言っておりますし、また河川公園等につきましては各スポーツ、ゲートボールとかマレット、さらにはペタンクといったいろんなスポーツができる町であるということが言われております。それから、昔から九頭竜川は私らが泳いだところでございますので、懐かしい思いがございます。

そこで、昔からの由来や出来事を掘り起こして地域の活性化につながるようなものを取り入れたらというような話題が出てきたわけでございまして、前座でありますけれども、昔の、65年ほど前のことからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私が子どものころは、東古市と鳴鹿山鹿ですか、そして飯島と岩野間ですか、北島と栃原間が渡し船で行ったり来たりしたところございまして、そのときにはたしか20円で往復をしたこともございます。そういった意味からも鳴鹿大堰の上流には、これも鳴鹿大堰ができたのは2回目ですかね、それが平成5年から8年に3年かけてつくったわけでございますけれども、その上流には金津、丸岡、京福線ですね。鉄橋が平行してかかっておりまして、そのときには大堰から上流ですか、先ほど言いました500メートルまでは遊泳禁止と聞いておりましたが、たしかその時代ですかね、その鳴鹿橋の橋の上から飛び込んだ記憶もございまして、その鳴鹿のあそこのどぼんとしたところですか、プールがないためにロープを張って両側に板を張りつけて50メートルのプールをつくって板の上から飛び込んで競争した覚えもございます。そういった意味からも、いろいろとあのところは利用する価値がございます。

そのときにも東古市は、春日神社が女性の神様ということで、あの橋の左岸ですか、相撲の大会を何回となく行っている場所ございまして。また、現在は永平寺中学校のグラウンド下とか九頭竜川ですが、あそこは、本覚寺の前は新開楼という料理屋でございました。そういったところで東古市の地区の子どもですか、小学校の5、6年以上ですかね、そういった方の水浴び場というんですかね、そういったところと、砂場がありまして、そこで、石でグラウンドをつくりながら駆けめぐったところが今の中学校の下だったと思います。そういったことで、先ほどからも言われるように、子ども、大人、いろいろな方々があそこで水を浴びた覚えがございました。そこで泳ぐまでは、地区で流れる上江川っていうんですかね、伊藤聡一さんのところの自宅のあそこの用水で、本当に20センチか30センチしかない川で泳いで、それが終わりますと永平寺川というんですかね、あれは昔は諏訪間川と言っておりましたけれども、熊野神社の下で練習に練習を重ねて、5、6年生になりますと泳げますので、その九頭竜川へ行った覚えがございました。あそこは新高淵といったんですかね、字名でいいますと志比ヶ崎というんですかね、そこで練習をして、そういったことがありました。

また、高橋地区におきましては、あの上流ですかね、山鹿側でございましたけ

れども、あそこはガッタ瀬というんですかね、本当に急な流れでございまして、そこで皆さんがアユを釣っていたところを子ども時代に流れて中学校の下までたどり着いたという、本当に景色もきれいだし環境もよいところでした。そういった意味からも、今も利用できることがあればということで、あそここのところで船やボートを浮かべたり屋形船でのアユ料理、また鵜飼いややなどをして誘客をしたらどうかというふうなことも考えながらいろいろと質問をしたいということで、きょう話しさせていただいております。

考えれば、カヌーの練習とか、それからドラゴンカヌーとかそういったことも含めて、松岡にありませうかだ流しですかね、あそこの燈籠ながしの会場でまた流してもらったり、そういう季節に合わせたような行事ができるような憩いの場所といいますかね、そういった遊びの場所というようなものをつくってもらわなあかんのではないかというようなことも考えながら質問しているわけですが、そういったことで、できれば鳴鹿橋の上流から本覚寺、中学校の下ぐらいまでは自由に遊べるというんですかね、そういうふうなことができないかというふうな考えで質問しているわけですが、何かありましたらお答えをしていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） ただいまの鳴鹿橋上流からの河川の利用ということについてでございますけれども、議員おっしゃった今のカヌーとかボートとか、そういった利用をする場合に、河川の中の航行規則というものがございまして、それによって規制されるのが一般的だというふうなことでございます。ただ、鳴鹿大堰から上流につきましては、そういった航行規則というものはなくて、利用に際して特に規制はございません。ただし、鳴鹿大堰のゲート操作による水位の変化とか安全性を考慮しますと、鳴鹿橋より下流での利用はできないというふうに考えております。先ほど議員さんおっしゃった鳴鹿橋から鳴鹿大堰までは、現在ですと約600メートルぐらいあります。旧大堰からすると500メートルぐらいかなと。現在の大堰が下がってますので。そういったことから気にしているのかなというふうに思いますが、

したがって、鳴鹿大堰から上流の利用範囲としましては、鳴鹿橋から上流につきましては、アユ釣りさんとかほかの河川利用者等の迷惑にならないように調整を図った上で自由使用ということで、自己責任において利用することは可能ということでございます。ただし、河川区域内に構造物等を築造する場合などは

河川占用許可が必要となってまいります。先ほどカヌーの大会とかというお話の中で、ほかの地域ですとそういったためにカヌーのブイを浮かべたりするという場合でも河川占用はとっているというような現状がございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） そういったことは、65年前ですから私の父親もあそこで船を浮かべて、アユ料理というんですかね、船の中でアユ料理をしたいというふうなことも言っておりましたし、その時代には松岡のゆう徳さんですか、松岡の五松橋のところでやっていたこともありますし、そういった永平寺が大本山って言いながら九頭竜川をもっと、ただのアユ釣りやらサクラマスだけの川でなしにそういったところになるような、永平寺町へ目を向けてもらえるような。マレットゴルフにつきましては北信越一のマレットゴルフでございますし、また上流のほうではそういう遊びの場というんですかね、後からまた出ますけれども、ビオトープにつきましてもいろいろとあれで利用ができるようなところはやっぱり活用して、町民があそここのところは泳げるのやというようなイメージでいたもんですから質問したわけでございますけれども、そういったことも工面しながら私なりにまた考えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかにもう1点お願ひしたいということでございますけれども、大燈籠ながしの水路ですね。水路は昔は小学校の下まで、小学校から下流までに流すところをつくってあったわけでございますけれども、それを150メートルから200メートル上流のほうへつくったわけでございます。それも県の土木出張所がつくれないもんですから、納涼まつり実行委員会独自の土建屋さんにつくってもらって、もとの国交省がつくった水路を半分に割って上へつないだだけのことで、今現在はただ岩がぼんぼんぽんと置いてあるだけというようなことで、そういったことも永平寺町の燈籠ながしの会場でありますけれども、燈籠を流す水路については国と県が役割分担をしまして、志比小学校裏の芝生、河川公園は県、これは県の土木事務所ですかね、が造成し、河川公園から西の高橋区までは国——国交省ですね——がつくったということになっております。祭り会場を大きくとるために燈籠を流す水路の位置を、県の受け持ちである上流東のほうへ町の実行委員会が独自で150メートルを変更したために、毎年砂袋を積んでいて費用もかかって無駄になっているんじゃないかと思ひます。そういったことも県か国にお願ひをして費用対効果を考えれば町の実行委員会は助かるのではないかと思ひま

す。

同時に、この灯籠を流す位置の足場が即席で設置してあるために危険な勾配と
なっていると思います。あそこは下のほうは段々になって、水がふえてもうまい
ことおられるようになってますけれども、後からつくったところは急な、町長
らも流すことを知ってると思いますけれども、あれが当然下のほうへ流れると
ころを考えると、
にしたり、
にしたりおられるよう
なのをつくっとけば、要は、あこが祭り会場やというふうにこういうふうなもの
をつくっとけば、観光客でも
見に来たときにも「あこが祭り会場
や」「一遍行ってみよう」「いいとこやざ」というようなことで足を運んでもら
えるのではないかと思います。

危険な状態をいかになくすかということも考えたことでお願いしたいと思いま
すが、町の考えをひとつお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほどの大燈籠ながしの会場に関するご質問ですけれど
も、議員さんおっしゃった大型土のうにかわって構造物をとということですが、
先ほど言いましたように、河川区域内に構造物を築造する場合などには河川
占用許可が必要となってまいります。その構造物が全くできないかというわけで
はございませんが、そういった占用許可が必要になってくると。

今現在、燈籠ながしの流し場の会場においては、先ほど言いました大型土のう
でそういった水量調整を行っておりますけれども、ほかの会場につきましても期
間を限定しまして河川占用許可申請を行いまして会場の整備を行っているとい
うことで、その期間が終了したら全て撤去するというような形で対応しているよ
うな状況でございます。

その流し場については、上流でそういった調整する土のうにかわりまして永久
構造物を設置するということになりますと、出水期とか台風時期等で増水した場
合に河川公園に浸水被害とかそういったことも逆に考えられると、浸水被害の要
因にもなるということもありますので、町としましては今現在、水量などその日
の気象状況とか現地状況に応じまして水位を調整しやすい現在の土のうを用いた
やり方というのがよいのかなということを考えております。そういった形で継続
したいなど。また、その会場づくりにつきましては、そういった安全面等も十分
配慮しながら危険のないような形で対応していきたいというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 何で言うかということは、建設省がつくった水路やでね、あそこ、下のほうは。それがなぜ今度は土木出張所がつくれんのかということ。建設省につくってもらるのが一番いいですよ。上のほうのをそのまま。

町がつくるんでないんやでさ、自分らで決められる範囲やで、それはお願いできんかということやでさ、建設省にね。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 現地を見ていただきますと、低水護岸と平行して、島といますか、つくられているような状況で、実際にはそれが洪水時に流水を阻害する、一部阻害する場合もあるかとは思いますが、今、大型土のうはその流水に対して直角に置いているような状況でございますので、そういったものを永久構造物としてつくるということは、やはり流水を阻害する、河川公園への影響がかなりあるというふうに考えておりますので、なかなか難しいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） それは町の判断ですから、それは国や県にただしてそういうふうなことを、話を聞いてきたんですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 構造物をつくることについては、今、管理の区域からいますと県の河川占用の許可の範囲ということで県の許可になりますが、今言ったそういった構造物をつくと影響が出てくるというような判断は町のほうで判断といたしますか、町の考え方でございます。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 私は、一応当たってみてどうなったんかということが知りたいだけであって、町の考えでどうやこうやって言うべきでない。川の中やでさ、当然川の中の人、許可を出す人が判断するべきであって、町で始めからできんって言うんではおかしいんじゃないかなと僕は思うんや。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これは、低水護岸は県が整備しておりまして、芝生とかそういった今ある河川公園の上物については町のほうが整備をさせていただいております。そういったときに河川占用のいろいろな協議をしている中で、やっぱ

り永久構造物については非常になかなか許可がおりていないというようなこともございますので、そういった経験を踏まえて判断をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） ぜひとも一遍当たってみて、県があかんって言うんなら仕方ないけどさ、そんなもん始めから、何でも自分らの判断であかんって思うのはちょっとおかしいんじゃないかと思います。それがいつもそういうふうなことが起きてくるんでないかと思います。ただ交渉事が嫌なもんやでというふうなことになってまいりますんで、嫌なこともぶつかっていつてあかんということ、それは始めから町長の言うてるように、政治家と事務的な管轄とかは違うということもわかってもらわなあかんのでございますので、事務的に何でも処理することではないって。あかんことも政治家というのは、できることもあるんですから、そういうこともありますから、やっぱり一応当たってみてあかんという判断はしていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） そういった構想を持っているということで、また河川管理者、県のほうとまた相談させていただきます。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君の質問の途中ですけれども、午前中はこれまでとし、12番、伊藤君の続きの質問は午後から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。13時、午後1時より再開いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

12番、伊藤君の質問を続けます。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 午前中、ちょっと私の質問が、何かはっきりとわからなかったんか知らんですけれども、私は、灯籠を流す会場の北側にできている堤防というんか、あそこを言ってるのが棧橋のところの砂袋を置くということと、堤防というんですかね、流すあれの位置のそれを直せということと 違ったもんですから、事務局のほうは法律上できないということであれしたんですけれども、行き違いですね。こっちが言うたことと事務局が思っていることと違

いますんで、何か訂正をしていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 行き違いということで大変失礼いたしました。

河川に沿った縦断方向のそういった石を並べるというようなことで、もともとそういったのがあったということはお聞きしまして、増水等で流れたという経緯もあるようですけれども、復旧に向けて可能かどうか、県と十分相談させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） では、3番に移らせていただきます。

環境教育としてのビオトープ公園設置についてお伺いしたいと思います。

この問題につきましては、平成5年3月、旧永平寺町の時代に先輩議員が定例議会において一般質問をしております。300億、約280億だと思いますけれども、鳴鹿の堰堤工事、その改修工事に平成5年度に着工しまして、8年度に完成したわけでございますけれども、下流の福井、坂井平野のみに多大な恩恵があるということで、我が旧永平寺町には工事費の1%ぐらい還元してもらったかどうかというふうなことで、旧永平寺町におきましても十分検討をしまして、一応了解を得てつくるようなことになったわけでございます。その後、私が初当選をしまして、平成15年ごろですか、ビオトープの計画設計と予算案が示されましたが立ち消えということで、そういうような経緯がございます。

そんな中で、先日の文部科学省の8月25日の新聞公表によれば、福井県は教育の県として、小学校6年と中学校3年全員を対象に4月実施した2015年度の全国学力・学習状況調査ということで結果でございますけれども、都道府県別に各教科の平均正答率を見ると、福井県は、中3の数学A、B、理科が1位、小6の理科と中3国語A、Bは2位、小6の国語B、算数A、Bは3位だった。残る小6国語Aを含め小中学校の全科目で4位以内に入り、福井県教育委員会は調査開始以来8年連続で全国トップを維持したと評価をしております。この新聞によれば、子どもの理科離れが指摘される中、全国学力テストで初めて全員参加ということで理科の平均正答率は、本県の小6が2位、中学校が1位となった。

ただ、理解を深める好成绩を上げても理科離れの状況は依然として課題としております。理科離れをなくすためにも、平成15年度当時の計画設計、予算案を考えたとき、当時の旧永平寺町の先生ですか、平成初年度からビオトープの設置を審議しており、聞くところによりますと淡水生物研究会所属の先生が志比小学

校におられ、永平寺中学校を交えた学校教育の一環として授業及び研究の場として活用したいと要望をされております。この要望を受けまして、福井河川国道事務所、当時の九頭竜川出張所ですか、鳴鹿大堰の水路工事の中でこの辺あたりの湧き水を利用してビオトープを設置するために高橋から橋梁もかけていただいております。また、この設置の予定箇所は不法投棄が多い場所でたくさんのごみが放置されており、その撤去費用は1,000万円程度かかると言われておりました。当時の公園設置費用2,800万円でしたかね、そういうようなことで議会のほうには示されたわけがございますけれども、ぜひこの計画を福井河川国道事務所にもう一度働きかけていただきましてビオトープ公園の設置を願っているところがございます。町の見解をお聞きしたいと思います。

あそこは納涼まつりですかね、その会場にも近く、ごみはまだそのまま山積みになっているところがございますし、そういったことで日本夜景遺産に認定されている場所でもございますので、ぜひともごみの撤去とビオトープですか、そういうふうなものをつくっていただきたいと思います。町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） ただいまのビオトープにつきましては国のほうに確認させていただきますまして、国交省が鳴鹿大堰の建設とあわせて上流域の周辺の河川環境整備ということで、今議員さんがおっしゃったような高橋川にかかる橋から約150メートルほど下流にもう既に、小規模であります設置されているということでございました。

現在、国の河川整備計画では、環境学習の場の整備としまして、鳴鹿大堰から下流域において周辺水辺環境保全とか再生整備を進めているということで、鳴鹿大堰上流では新たなビオトープの設置計画はないということでございますが、今議員さんおっしゃいましたビオトープにつきましては、現在、環境教育に使えるような状況ではないということで現地がそういうような状況でございますので、地域の方々の協働によってビオトープの再生を図っていくというようなことはお願いしたいなというふうに考えております。その中で町のほうとしまして何かいろんなことをご支援することがありましたら、またご相談させていただきたいというふうに思っております。

また、ごみの山の撤去につきましては、河川管理者、国交省ですけれども、河川維持作業というのを毎年行っておりますけれども、そういった作業の中で除草、

伐木、伐採というふうなことを通しまして河川環境の保全を図るというようなことで撤去していただくような形の要望を強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） あそこは、今、駐車場にもなるというふうなことでごみを撤去するというふうなことは聞いておりましたけれども、そのまま人も行かれないようなところになっております。そういった意味からも、日本一の夜景遺産と言いながら、会場を見たらごみの山ということで私も気にしているところでございますので、町のお金を使わずに、国なら国から、ぜひとも国でやっていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

次、4番目に入りたいと思います。

永平寺川下流で中部漁業が行うサケ、サクラマス産卵のための捕獲はどこでどのようなことを行うのかということで質問したいと思います。

平成20年6月20日に永平寺川にサケ・サクラマスの遡上を実現する会が発足いたしまして、当時はこれまでに 私たちのまち、地域住民に密着してきた永平寺川は田んぼに水を供給するだけの農業目的のみの役目しかなかったわけでございますけれども、風潮としては川の恩恵、川の存在が忘れ去られようとしている状況で、次世代の子どもや若者に対して、川の役割、川の本質を身をもって肌で感じられるためにも、福井土木事務所をお願いをいたしまして、平成24年度までに志比南小学校までの8カ所の魚道を開設し、毎年、九頭竜川中部漁業協同組合さんのご協力によりまして当会の会員や地域住民、そして志比小学校生徒さんや校長先生を初め先生方、志比小学校の生徒さんとかそういう 毎年5月にはサクラマス稚魚のヤマメを小学校の前の橋の下から放流をしているところでございまして、遡上してくる9月の終わりには産卵場の同じメンバーで造成をしているところでございます。

ただ、地域住民や当会の者が心配しておりますのは、中部漁業組合さんがサケ、サクラマスを永平寺川の下流で捕獲してしまうと志比小学校までの産卵場まで遡上が少なくなるのではと心配をしております。当会といたしましては、永平寺町から補助金もいただいて活動しております。町の意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

サケ、サクラマス産卵のための捕獲はどこでどのようなことを行うかということとでございますけれども、初めに、永平寺川でのサケ、サクラマスの漁ができる期間につきましては、中部漁協の漁業者、そして一般の営業者ともに2月16日から5月31日までで、漁ができる区間につきましては、九頭竜川も含めまして国道416号にかかります古市橋までの区間でございます。決められた漁を、これはルアーとかフライフィッシングですか、そういうような方法により漁をすることができます。

そうした中で、ヤマメ、サクラマスでございますが、資源増大のために九頭竜川、永平寺川、そして的川、吉峰川等でヤマメ稚魚の放流を行っております。昨年は6月27日でございますけれども、ことしは7月8日の日に永平寺川の志比南小学校付近におきまして、議員さんらも多分出ていると思うんですけども、そこで志比南小学校の生徒さんらも含めまして、約30キロ、稚魚の何匹にしますと、稚魚というのは4グラムから8グラムということで約7,000匹ぐらいだと思っております。それを放流を行っております。そしてそのための親魚、これは親の魚と書いて親魚というんですけども、この捕獲を行っております。方法といたしましては、2月から5月までの遊漁期間中に釣り人が釣った魚を購入いたしまして内水面の漁業センターで産卵時期まで畜養——養うですね——するものと、特別採捕許可、これは刺し網とかたも網、トラップ、これはかごの漁法ですけれども、それらによりまして親魚を捕獲いたしております。

なお、永平寺川でございますが、昨年でございますが、これ古市橋の下流で親魚、ふ化用といたしまして特別採捕のトラップ漁、かごの漁法で8匹を捕獲しまして、うち3匹を産卵用として福井県内水面総合センターに持ち込んでおります。なお、残りの5匹、これは逃がしております。

それと、サケについては、例えばかごに入ったとしても、これは捕獲せずに逃しているとのこととございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 住人が、一応私らは理解して同意書も出しております。そう言ったことで、中部漁業とサクラマスの遡上の会と協働でやるというふうなことも
おります。そう言ったことも、今このテレビを見ている方がたくさんいます。心配しているのは、そこで一遍聞いてくれということと

しかし、私は、町長の掲げる の一つ、「つよい永平寺町をつくる！」には何でもこなせる人材も必要だと思いますが、一つのことをとことん勉強して町の発展のためにこの部署に頑張るといような人材を育成するのも大事ではないかなということを思います。企業は人なりといいます。いい人材を持った企業は必ず発展します。

昨日より同僚議員から何度か話題になりましたが、我々産業建設常任委員会では、8月12日でしたか、富山県は立山町に研修に行かせていただきました。立山町の商工観光課課長補佐、青木さんという方の立山町の観光振興施策についてお話を聞かせていただきました。新幹線開業までの取り組み等についてのお話です。期間の長い特徴のあるこれまでの取り組みを聞かせていただき、すばらしいなと思わせていただきました。ちなみに、その青木課長補佐は商工観光課10年だそうです。うまく商工会や観光連盟をリードしてこの開業までにこぎつけたなということを思いました。やはりこういうスペシャリストの育成が大事ではないかなということを思いました。

ちょっと離れるんですけども、ここでちょっと町長にお聞きしたいんですけど、たしか町長は、昨年末でしたか、首都圏で若い人材を採用し観光物産協会に派遣したいとのご発言があったかと思いますが、あのことは今どうなっておりますでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域おこし協力隊の件だと思います。あのとき、昨年度末にお伺いして今年度初めて採用ということで、7月からの採用という要項にしてありました。そういったところを、地域おこし協力隊の皆さん、なかなか7月からはというので手を挙げていただく方が少なかったのが現状ですが、今ようやく1名の方が、名古屋の方ですが、まだ面接をするところなんです、そういった意欲のある方がちょっと面接を受けていただけるといことで、今期待をしているところであります。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） そういうお方がおられるということであれば、ぜひともすばらしい方をご採用いただけたらなということを思います。

また、先日、副町長にちょっと電話でお伺いしたんですけども、なかなか役場の職員の方を長いことおんなじ課に置くのは難しいというようにお話もあつたんですけども。私、商工会長時代に役場から職員を1人派遣していただいて、

商工会のほうで商工会の勉強をしていただきながら商工会のお手伝いをしていたくような方向でやらせていただいたんですけども、本当に商工会でも一生懸命やっていたし、こっち戻ってからも大変役に立ったということをお聞きしたんですけども、戻られたのが商工観光課じゃなしにほかのところに戻られたんでちょっとがっかりしたんですけども。

そのように、私は、有望な職員を民間または商工会、JA、えち鉄とかそういうところに派遣していろんな専門的な勉強をしていただくのもいいんじゃないかなんていうことを思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 滞納整理機構に毎年1人派遣しておりまして、帰ってこられた職員さんは税務課のほうでそのスキルといいますか、勉強してきたことを生かしていただいておりますし、来年度から関係団体、相手方もありますのでお話しさせていただかなければいけません、こちらから1人送ってあちらからも1人来ていただくとか、そういった人事交流ができればなということも今考えております。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） 町長のほうにそういうご計画がおありなら、ぜひともいい人材を育てていただいて、強いまちづくりのためにまた邁進していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3町村が合併して10年が経過いたしました。この10年間、多くの皆様のご努力下、今、我が永平寺町は順調に運営されて大過なく未来に向かって進められているのではないかなと思います。

合併10周年の記念行事も企画されようとしておりますけれども、そこでそういう環境の中でそれぞれの地域や学校等で昔から歌われていた童歌や古い歌がないかなんかということをお聞きします。そういう民話なんかの掘り起こしもやっておられるんだろうと思いますけれども、そういうのをぜひとも楽譜にして残しておけないかなんかということをお聞きします。

本当に私ごとですけども、我々が松岡中学校に入ったときにはまだ校歌がなかったんですね。3年の秋に校歌ができて、それまでは入学式とかそういう式典に応援歌を歌ってたんですね。昨年、私らの学年で同窓会を開いたときに、どうしてもその応援歌が歌いたくて中学校に楽譜がないかということをお聞き

せたんですけれども、校長先生にいろいろ探していただいたんですけれども結局なかったんで歌えなかったんですけれども、やっぱり我々の年になると懐かしい歌ですから、そういうのがあるとまた盛り上がりがいいかなということを思いましたけれども。

例えば、松岡音頭も何年かすると忘れ去られるんでないかなということを思いついて、もしも各地域でそういう童歌とか、子どもさんの歌とか、学校の歌とか、幼稚園の歌とかがあれば、そういうのを楽譜で残していただけるような方法はないかなと、ぜひとも残してほしいなと思いますのでご提案させていただきました。コメントあればよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えさせていただきます。

古い歴史や古い写真、また町内に古くから歌い継がれている歌や忘れ去られようとしている歴史的なものを残していくのは、生涯学習課の責務であると考えております。先般も、旧松岡町の歴史をつづる古い写真の整理をいたしまして、四季の森文化館、町立図書館、役場本庁、福井銀行松岡支店に展示をさせていただきました。また、町内に伝わる民謡を紙芝居に作成しておるBーメイトさんがおられますが、このご協力により昔話の発祥の地に民話案内看板を設置しております。

議員がおっしゃる町内に伝わる古い歌の発掘には、町の広報、生涯学習だより、またseedなどを利用いたしまして広く町民からの情報提供を1回求めてみたいかなと思います。情報の提供があった場合には、資料を精査いたしまして、整理いたしまして、後世に残っていくようにデータ化をし保存に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） どうもありがとうございました。ぜひとも掘り起こしをしていただけるとありがたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

最後に、これも要望ですけれども、えちぜん鉄道志比堺駅の石段のことでございます。

ご存じとは思いますが、結構急な長い階段ですけれども、私もたまにしかあそこを歩いてないんで、余り住民の人からこう言われた、ああ言われたとい

うようなことではありませんけれども、あそこを見るだけでもちょっと怖いなどというような石段だと思います。ましてや、冬、雪が降ると大変なことになるんじゃないかなということをおもひまして、あの石段の雪害対策を何とか考えてもらえないかなと思って提案、お願い、要望ですか、をさせていただきますけれども、何かコメントあったらお願いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） えちぜん鉄道の志比塚駅につきましては、本当に議員さんおっしゃるような危険な階段であるということは重々承知しているところでございます。

今までも地区の要望のほうから、手すりをつけていただくとか、あるいは階段の傷んだところを直すとかということに対しましては、えち鉄といろいろと協議させていただいて、真ん中のところにも手すりを設置させていただいているところでございます。

しかしながら、本当にご存じのように地形的なものもございまして。そういったところから見ましても、じゃ、例えば林道のほうをもうちょっと東側へ入ると、山に向かってちょうど駅の、まだ昔のホームが、あれ複線のときのままで残りますので、あそここのところに来る道があるわけなんですけれども、あれも一度私もいろいろ考えさせていただいたんですけれども、えち鉄とやっぱり協議する上で、南側から入ってくる場合は踏切を設置しないとホームに上がってこれないという一つのネックがございまして。今現在、踏切を設置するというのはなかなか非常に困難だという問題がありまして、やはり事故のリスクとかそういうふうなものも考えますとなかなか設置していただけないという今の状況でございまして。

私たちがそういった部分を見ながら現地も何度か見てはいるんですけれども、やはり西側のほうに、ちょっとえち鉄の斜面を利用して、または志比塚区民の皆さんの、地権者の方がおられると思うんですけれども、そういったところが利用できるかどうかということもあろうかと思っております。そうなってきますと、当然あの斜面に工事の車両が入れるかどうかということもちょっとありますし、また地権者のご協力ということもあろうかと思っております。

今の現状では本当に、議員さんおっしゃるような非常に危険度は重々理解しておりますけれども、そういった観点で物理的に今のところはなかなかいい案がないというのが現実でございまして。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

いろいろ困難な点があるということは理解させていただきますけれども、やはり危険なので何かいい方法をぜひともいろいろ考えていただいて。我々、子ども時分は西のほうから斜めに上がった経験は何度もあるんですけども、あそこがどこの地面とかそういうこともわかっていなくてしゃべってるんで申しわけないですけども、やはり僕がちょっと聞いたら、「もう後ろからこう回って、あそこ踏切ないけど渡って私ら行くんや」っていうようなことも聞いてますし、なお危険でないかなということも感じるんで、今後も考えることをとめないで何とか善処していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 以上で、通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時34分 休憩）

（午後 1時34分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日10日から15日までを休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から15日までを休会とします。

なお、16日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく
お願いします。

なお、休会中の10日は予算決算常任委員会、11日は総務常任委員会、14
日は教育民生常任委員会、15日は産業建設常任委員会を開きますので、よろし
くお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 1時34分 散会）